

日本における外国人労働者問題

長谷川拓哉

目次

はじめに

1. 外国人労働者とは

1.1 外国人の定義

1.2 外国人労働者とは

1.2.1 日本の外国人労働者

1.2.2 不法就労外国人労働者について

1.3 外国人労働者の問題

2. 日本における外国人労働者の実態

2.1 企業と外国人労働者

2.1.1 企業における外国人労働者のニーズ

2.1.2 不法残留外国人労働者への労働相談活動

2.2 外国人労働者と地域住民

3. 外国人労働者問題へのアプローチと課題

おわりに

はじめに

大学3年時に「排除と差別の社会学」という書籍をゼミ内の授業で扱い、そこで「外国人とは誰か」という章を担当したことが外国人をテーマにした日本における外国人労働者問題を書くきっかけになっている。現在、日本には約210万人もの外国人がいる。日本の経済は年々著しく発展し、海外へと進出する企業も多く見受けられるようになり、いわゆる日本の国際化が進んできた。そのため、外国人労働者の存在は需要が更に高まっていて、それに合わせて日本で働く外国人労働者は年々増加しており私たち日本人が国内で外国人を見かける頻度も、それから関わる頻度も多くなってきている。そんな中、外国人の存在が国内に増えてきたことにより日本国民の不安の声があがるようになってきた。マスメディアを通して様々な情報を入手・共用することができるようになった今日では、外国人の不法残留就労についての問題等、法を犯している、治安や秩序を乱しているなどといった点でマイナスな印象だけを受けるとめ、「外国人=異質・恐怖」というイメージを自分の中に埋め込んでしまうのである。しかし、実際は国を跨いで自国よりも収入の高い労働環境で働くいわゆる出稼ぎ目的で日本に入国し、自国で待つ家族や親戚のために就労に励んでいるのである。私は幼少期をシンガポール共和国で過ごした経験があり、向こうでは主にフィリピンやマレーシア、インドネシア等々からベビーシッターとして出稼ぎに来る者が多く、（もちろん他にも様々な職種がある）私の住んでいた家にもベビーシッター専用の部屋やトイレ、シャワールームなどが付いており、国の出稼ぎの外国人労働者の受け入れ態勢は寛容であった。もちろんシンガポールから出稼ぎに来る人も少なくない。一方で日本では保育所などの子どもの面倒を代わりに見てもらう施設などは存在しているものの、自分の家で他人に子どもたちだけと一緒に留守番を頼むことなど滅多にない。つまり、国と国の中には大きな文化の違いが生じているのである。日本人が出稼ぎに来る外国人労働者に対して偏見の目でみたりすることは私からすれば非常に残念で悲しいことである。もちろん日本の法を破っていることは確かに問題かもしれないが、日本社会もまた彼らなしでは生産・経済活動を行うこと非常に困難なため、見て見ぬふりをしているということも事実である。本稿ではまず1章で外国人労働者というものがどのようなものなのかそして外国人労働者の抱える問題について述べ、2章では実際に企業と外国人労働者、地域住民と外国人労働者に分けてそれぞれの問題について考えていくうと思っている。そして最後に3章にそれぞれの問題に対して今後どのようなアプローチが必要なのかをまとめていきたいと思っている。

1. 外国人労働者とは

1. 1 外国人の定義

「外国人」という言葉を聞いてどんなことを想像するだろうか。空港や電車でみかける日本で仕事をするスーツ姿の者、ファミリーレストランやコンビニで働く者、街を歩けばみかけるアジア系の女性やアフリカ系の男性、想像すれば私たちの生活は外国人という存在が常に隣り合わせにある。外国人労働者問題について考える前にまず「外国人」とはいったい何なのかということについて考えたいと思う。

半世紀前までの日本人の外国人に対するイメージは、大柄で肌の白いアメリカ人であった。しかし 1985 年以降からは日本の企業・ビジネスが海外へと進出していく国際化が進み、グローバリゼーションと呼ばれる時代に突入するにつれて日本人の中での外国人に対するイメージが変わっていった。好井（2009）は当時の日本に入ってくる様々な国の流れ、そして外国人という枠組みが拡張されたことに対してこう述べている。「一時は上野に集まるイラン人が話題に上り、Jリーグ開設の影響もあって日系ブラジル人の存在が知れ渡り、最近では中国人が経済的な側面からも、日常生活上からも注目を集めている。加えて韓国との交流が活発化するにつれ、モデル・ライバルとしての韓国人が意識され、同時に在日コリアンに関しても再び注目が集まる。さらに今後は介護労働の分野で高度人材という名の「外国人」を導入することになり、インドネシアやフィリピンから人をよんでいる。こうして考えると、「外国人」の“中身”は非常に多様化していて、ひとくくりにはできない。」（好井 2009 : 244）このように非常に狭い範囲の中にあった外国人に対する日本人のイメージは近代化が進むにつれて大きく広い範囲へと膨らんでいった。またこの外国人というイメージが広範囲に膨らんだことにより、逆に「日本人」のイメージも変わっていくことになる。例えば日系の者、日本に帰化した者、日本人が外国人と結婚し子どもが出来ればその生れてきた子は日本人なのか外国人なのか、といったように国際化が進むにつれてイメージというものは変わっていくのだ。見た目が自分と違っていたり、名前が日本人ではないからといってその人物が「外国人」であるとは 100 パーセント断定できない時代になってきたのである。つまり単純に「外国人」と「日本人」とに二分化することは難しくなってきたことが分かる。

では外国人とは具体的にどのような人物のことをいうのだろうか。法務省の国際法の箇所をみてみると以下のように定義されている。¹

昭和二十五年五月四日 法律第百四十七号

施行： 昭和二十五年七月一日

最終改正：平成二十年十二月十二日 法律第八十八号

¹ 法務省「国籍法」<http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html> (2013.11.27)

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 1 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 2 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 3 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 1 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 2 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 3 素行が善良であること。
- 4 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 5 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

上記からみるに、日本人であるということは“日本の国籍を持つ人”であるといえ、例え見ためや話し方が日本人とは違っていても帰化をして日本国籍を取得することができれば、その人は日本人であるということが法的にも認められているのである。逆に言えば、日本国籍を持たないものは「外国人」という扱いになるといえるだろう。（好井 2009）本論文では日本国籍を持たない者を「外国人」とすると定義し、話を進めていきたいと思う。

1. 2 外国人労働者とは

まずは外国人労働者とは大まかにどのようなものなのかについて述べ、実際に外国人労働者が現在の日本にどのくらい在住・滞在しているのか、またどのような国から就労にやってくるのか、その目的等について国の発表している推定総数を交えながら見ていきたいと思う。

1.2.1 日本の外国人労働者

現在、日本の多くの企業は国内だけには留まらず、世界へ進出していくビジネス展開を企

画・実行しており、いわゆる経済社会の国際化が進展し、高度成長期の頃と比べて海外の企業と関わることが多くなり、その分日本で働く外国人労働者も増える傾向にある。その日本で働く外国人のことを「外国人労働者」と呼ぶ。外国人労働者の中には、日本の大・中・小企業で働く世界各国の外国人代表として働く正規の社員もいるが、国内の若者労働者の就労意識の変化や中小企業での人手不足の問題、日本と自国の間にある大きな賃金格差、経済の発展の遅れまたは自国で失業などにあい日本や他国で働くを得なくなったりわゆる不法就労外国人労働者と呼ばれる人々も多く存在しているのが現状である。(手塚ほか編 1992 : iii) つまり外国人労働者を極端に大きく二分化してしまえば、“日本企業に勤める正規雇用として雇われている社員”と“不法に滞在、残留しながら日本で働く不法就労外国人労働者”のふたつに分けられる。これらの外国人労働者は今後さらに増えていくとされており、日本国で今から数十年先の近未来に起こると問題になっている、少子高齢化と絡めて考えてみると日本人の人口は減り、外国人の数は増えるとなると、今後ますます外国人の数は割合的にも上昇し、さらに国際化が進んでいくと予測される。

1.2.2 不法就労外国人労働者について

外国人労働者問題を考えていく上で一番の問題と思われるのがこの不法滞在・不法残留をしている「不法就労外国人労働者」と呼ばれる人々である。日本における不法残留者の数は正確には分からない。なぜなら不法残留をする者たちは観光という名目で来日したり、語学や工業等に関する研修といった名目で来日し、そのまま滞在を続ける者もいたりするからである。このように誰がどこで不法に残留をしているかはっきりしないことであるため、正確な資料は存在していないが外国人が入国する際に提出する入国記録、それから出国時の出国記録などから推計した資料が公表されている。²平成4年11月に発表された「不法残留者数及びその推移」では不法残留者数の総数はのべ29万2791人であり、この数値は平成4年5月の6ヶ月前に調査された27万8892人に比べて約1万3900人(5.0%)、そして1年前の平成3年11月に行われた21万6399人に比べて約7万6400人(35.3%)増加しているとされている。

また、「国籍・出身地別内訳」では国籍それから出身地別に見て不法残留者数が多いものとしてタイ人が5万3219人、韓国人3万7491人、マレーシア人3万4529人、フィリピン人3万4296人、イラン人3万2994人、中国人2万9091人、バングラデシュ人8161人、パキスタン人8056人、台湾人7283人、ペルー人6241人としてあげられている。タイ人が約5万3200人と一番多いとされているが近年では第4位のフィリピン人、それから第6位の中国人が特に増加の勢いがあるとされている。現に、私の地元でもフィリピン人の経営するスナックやバー、中国人の経営するマッサージ店などが摘発され、ニュースで特集されるほど話題になった。

² 駒井洋 『外国人労働者問題資料集成 上巻政府関係篇』 1994 38-40 図1・2、表1 参照

「在留資格別内訳」として、不法残留者が入国する際にあげるものとして一番多いのは「短期滞在 24万2679人(82.9%)」であり、次いで「就学 1万8112人(6.2%)」、「興行 6296人(2.2%)」、「留学 5124人(1.8%)」、「研修 1471人(0.5%)」、「その他 1万9109人(6.5%)」となっている。短期滞在というのは主に旅行客として日本に入国してくるという手段が挙げられる。旅行という名目で日本に入国し、そこから自国に帰ることなく就労にあたるという方法である。この方法が全体の82.9%を占めているという点から外国人にとって日本で働くには短期滞在人として入国すればいいという知識が外国に広まっていることが考えられ、大きな抜け穴と言って間違いない。短期滞在という資格により日本に不法滞在・残留を行っている者だけに限らず、どの資格を持った者でも、どこの地域でどのような職種に就いているのかも分からぬため個人単位での発見というのは難しいと考えられる。

最後に「主な国籍・出身地別不法残留者数の傾向」として以下のような報告が挙げられている。

1. タイ人

平成4年5月の調査で4万4354人であった不法残留者数の最も多かったタイ人は同年11月の段階で5万3219人へと半年の間に1.2倍、20%増加している。このうち短期滞在として入国し不法に滞在している者が5万2457人と全体の98.6%を占め、そのうちの2万8486人が女性でありこれは54.3%にあたる。タイでは日本で働く女性が男性を上回っている(不法滞在就労として)という結果が出ており、特徴のひとつである。

2. 韓国人

平成4年5月の調査では3万5687人という結果が出ており、半年後の11月には3万7491人と約5.1%増加している。平成元年に韓国では海外への渡航が自由化され、その影響を受けているのではないかとされている。

3. マレーシア人

平成4年5月の調査では3万8529人であったのに対して平成4年11月には3万4529人と4000人の不法残留者が減っている。他の国とは珍しく違っていて10.3%と減少の傾向にあるのが特徴的である。

4. フィリピン人

フィリピン人の不法残留者は平成4年5月の調査の段階で3万7491人となっており、半年後の11月に3万1974人に対して7.3%の増加に値している。フィリピンでは日本に限らず、主にアジア圏内の海外に出稼ぎに行くという文化があるため常に上昇傾向にあると考えられる。

5. 中国人

中国人の不法残留者は平成4年5月の調査では2万5737人であった。その半年後の平成4年11月の調査で発表された2万9091人は半年で13.0%増加したということを示している。そして11月の調査の2万9091人のうち、1万5094人が就学生として入国しのちに不法残

留者として存在している。この割合は実に 51.9% であり、中国人の不法残留者を特徴づけている。

6. 台湾人

台湾人の不法残留者は平成 4 年 5 月の調査では 6729 人とされており、平成 4 年 11 月の調査では 7283 人とこれもまた 8.2% の増加を示している。

7. ペルーカ

ペルーカの不法残留者は、平成 4 年 11 月の調査結果では 6241 人とされており、平成 4 年 5 月の段階から比べてみるとおよそ 2.2 倍になっており、割合的にみると急増していることが分かる。このうちの 5206 人が短期滞在を資格として持ちながら日本に入国した後、不法残留者として身を置き、この人数は全体の約 83.4% を占めている。

8. バングラデシュ人・パキスタン人

バングラデシュ人の不法残留者は、平成 4 年 5 月の調査において 8103 人とされている。同年 11 月の調査では 8161 人に増え 58 人が新たに不法残留者として日本に入国してきている。まパキスタン人は平成 4 年 5 月の調査において 8001 人であったところ、同年の 11 月の調査では 8056 人とされ、55 人が新たに不法に滞在しているということが分かった。バングラデシュ人、それからパキスタン人のどちらとも微量ではあるが増加していることが分かる。しかし増加率が傾斜になっているのは平成元年に行使された査証免除措置³の一時的な停止が原因であると考えられるのではなかろうか。

9. イラン人

上野周辺を拠点に増加したイラン人の日本国内のコミュニティーが一昔前話題になったが平成 4 年 5 月の段階では約 4 万人いたイラン人の不法残留者は、平成 4 年 11 月になると 3 万 2994 人とされ、約 7000 人減少した。これを減少率として出すと約 17.5% 減であり、他の国々と比べてみると珍しく減少しているという特徴を持っている。この原因として考えられるのはやはり査証免除措置の一時的停止であるといえるだろう。(駒井 1994: 36-40) このように日本には数多くの様々な国から来た不法残留者が存在していることが読み取れる。特にアジア圏内、それから中東の国々を中心的に増加していることが分かる。ここから推測するに、まだまだ経済的発展の途中段階にある国々では都心部と田舎の経済格差が激しいため、田舎に暮らすものは特に賃金のいい地方、時には国境を跨いで出稼ぎに行くという文化というよりも“教え・生きるためのすべ”として彼らの生き方には深く刻まれており、特に日本は経済的にも豊かであるので入国を選んだ者が多いのではないかと考える。そしてアジア圏の国々から来ている不法残留者が圧倒的に多いのは近場という利点があるからに他ならない。なぜなら彼らは出稼ぎによって貯めたお金を将来は自国で待つ家

³ 査証免除措置-査証とは一般的にビザのことを指す。日本に観光や仕事柄商用、会議や知人への訪問等で短期滞在として来日する際にビザを申請する必要がないということ。しかし一定の期間を過ぎてしまう又は何かしらの報酬を受け取るなどといった行為が行われてしまうとこの措置が及ばなくなるため、早急なビザの手配が必要になる。

族あるいは自分自身に使う。つまり賃金の高い日本である程度お金を貯めれば、彼らはもう日本に用はないため（中には日本が好きで不法残留を続ける者もいないとは限らない）自国へ帰っていく、そして働きに出るのであれば自国となるべく近い、かつ賃金が高い国を選ぶ、このような要因により日本へ不法に滞在・残留する者が増えているのである。

1.3 外国人労働者の問題

第2節で外国人労働者・不法就労外国人労働者について述べたが、では実際にどういったことが外国人労働者問題として重要視されるべきなのか。外国人労働者が問題にはたくさんの問題点が存在しているが私が特に興味を持ち今回本論文で研究していきたいと思ったことが2つあり、まずひとつ目として不法就労外国人労働者を含む外国人労働者のニーズにおける問題である。2節でも述べたように企業では国際化が進むにつれ、外国人労働者の「知識・言語・文化・考え方」などといったものが重宝され、雇う側からしても需要が高くなり重要視されようになり、中には正規の就労ビザで日本に入国し正規の就労体制のもと働いている者もいる。一方で、短期滞在を資格としてそのまま不法に残留するいわゆる不法就労外国人労働者もまた重宝されることもあるのだ。日本の産業界では年々、深刻な労働力不足に悩んでおり（国内における若者の就労意識の変化が主な理由）そこを埋め合わせてくれるのが不法就労外国人労働者である。収入が他の職種に対して少なかったり、仕事に体力面で合わないなどといった理由で労働力不足に悩んでいるため、働き手が見つからなければどうしても外国人労働者を使うしかない、依存しなければならないといった状況に向き合うことになる。このような状況下で問題になるのが労務問題であり、実際に外国人労働者との間に何かしらのトラブルが発生したとしてもどのような対処をするべきか分からないなどといった相談が都内の労政事務所にて急増している。（駒井 1994:278）

まず問題としてあげられるのは実際に不法就労外国人労働者が働いていることに対して企業側も国側も黙認しているということである。このような問題に対してどのようにして対面していかなければならないのか、次の2章で考えていきたい。

次に外国人労働者が日本人に与える治安・秩序的な不安要素である。この問題は後に述べることになるが、日本は島国であるため、他国とのリンクを直接感じ取ることが困難な国である。海外に一度も行かず、生涯を日本だけで暮らす人も多い。そのため、どうしても外国人の考え方の違い、文化の違いなどに疎かたり、敏感で、外国人は異人であるといったイメージが根付いているように私は感じる。そういったステレオタイプなイメージから、「外国人は怖い」「外国人は何をするか分からない」などといった固定概念を生み出し、国民は外国人労働者が増えることで治安が悪くなったり秩序が乱れてしまうといった考えが生まれるのだ。このことについても2章で取り扱っていこうと考えている。

2. 日本における外国人労働者の実態

2.1 企業と外国人労働者

2.1.1 企業における外国人労働者のニーズ

1章でも述べたとおり、今日の日本は特に産業界やサービス業界から労働力不足として企業側から外国人労働者の需要が高まっている。本項では平成2年に東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬・大阪の6都府県、主に関東地方を中心に様々な企業に対して東京都立労働研究所によって行われた「東京都における外国人労働者の就労実態」、千葉県商工労働部労政課によって行われた「外国人労働雇用実態調査報告書」などいくつかの調査資料を集約した形となっている手塚和彰の「外国人労働者の就労実態-首都圏と大阪の実態-」⁴を参考に考察をしていきたいと思う。

まず従業員が不足しているとされている職種として建設業、機械、運輸業、金属、サービス業などがあげられており、知的な業種というよりかは体を張った肉体的な労働を行う企業が目立っている。さらにこれらの産業、業種を規模別に見てみると規模が小さくなればなるほど人材不足に悩んでいるという結果が出ている。中小企業を中心とした企業において人手不足であるということがこのことから読み取れる。これらの産業は社会・経済の変化に伴い、労働条件が厳しいとされ、新入社員などの若手だけに限らず中途採用として中高年の世代の人々からも就労したがらないという非常に厳しい傾向にあり、雇用体制などの見直しがいち早く検討されるべきだと考えられる。さらに同じ業種同士の企業間争いや、新商品の開発・研究、生産数の向上などが今後ますます激化していく中で企業の中核を担う従業員が不足しているとなると回りの企業と商品の品質、性能に差が生まれてしまうため、労働力不足は深刻な問題であるといえるだろう。こういった労働力不足に悩まされている産業がそこで目をつけるのが日本で仕事を探している外国人労働者なのである。実際に外国人労働者を雇っているという企業はどこの地域の調査結果でも全体の5%を超えており、特に採用している率の高かった業種として製造業とサービス業が挙げられている。実際に労働力不足と答えている建設業は思ったよりも低い数値で結果が出ていたが、実際には外国人労働者を多く雇っている。これは不法就労外国人労働者が多く存在していることを示唆しているようにも見て取れる。またサービス業が外国人の雇用率が多い理由としては、やはり国際化による経済の流れを一早く感知し、よりグローバルな企業展開を進めているためであり、そのために正規の就労ビサを持っている者が多いと考えられる。さらに飲食業では東京都において外国人の採用率がかなり高い。これは就学生が短期のアルバイト等で雇用数の中に入っているものであり、実際にはこの調査結果を見て不法就労

⁴手塚和彰ほか編 『外国人労働者の就労実態-総合的実態調査報告集-』 1992: 3-66 図・表参照

外国人労働者を割り当てるのは難しいが、労働者不足と答えている産業・業種の中でも建設業、機械、運輸業、金属、などの現場での単純労働などに携わっている人々が多いのではないかと予測している。(手塚 1992: 3-20)

2.1.2 不法残留外国人労働者への労働相談活動

神奈川シティユニオンという不法残留外国人労働者も対応している労働に関する相談を受けている組合が存在し、その他にもいくつかの不法残留外国人を受け入れる組合は存在している。まず彼らはビザのない状態で日本にて就労を行っている者たちのことを「不法残留外国人労働者」とは呼ばず、「滞日出稼ぎ外国人労働者」というふうに表現している。なぜなら日本の出稼ぎ外国人労働者に対する歴史が非常に浅く、今後も増加の傾向にあるのであればその者たちを助け、どの国の人でも平等に就労できる社会の構造を作り上げようとしているからである。それでは実際にどのような活動を行っているかについて見てみたい。相談内容の比率は創設してから1年目の時、相談件数約100件のうち、労災についての相談が55%、賃金未払いの相談が35%、解雇の相談が10%だったという。2年目では200件ほどの相談件数に対し、労災の相談25%、賃金未払いの相談37%、解雇の相談34%、暴行の相談4%、3年目の半年間では111件の相談件数に対し、労災の相談18%、賃金未払いの相談68%、解雇の相談13%、暴行の相談1%となっている。相談者を国別に割合で表すと、韓国人が82%、イラン人が5%、フィリピン人が5%、パキスタン人が5%、そのほかブラジル、スリランカ、バングラデシュ、中国、ペルー、タイ、マレーシア・リベリア人等々が3%となっている。韓国人からの相談件数が圧倒的に多くなっているのは、滞日韓国人コミュニティーの間で口コミにより広がったからだそうだ。資料が図等で説明されていないため引用を用いて実態に迫りたいと思う。

「ところで労災相談の約125件の内、指や腕の切断が13%、墜落が11%、骨折が42%、打撲・捻挫が16%、その他が18%となっています。いずれも休業が1カ月以上の重大災害ばかりで、休業1年以上が8件もあり、死亡が2件、後遺症が残る場合が54件（現在治療中の人も後遺症が残る可能性がある）もあります。景気を反映して、一昨年前からは、賃金未払い・解雇・暴行の相談が増大しています。驚くことはその賃金未払い額が多額な場合があることです。一人で300万円にも及ぶ賃金未払いや数人で700万円とかの多額な賃金未払い相談が多数あります。建設・土木現場での賃金未払いが圧倒的で、いずれも、元請けや中受けが労務請負金は支払っているものの、直接雇用主が賃金を横領して居なくなったり、居ても支払い能力がない状態にあり、賃金未払いを引き起こしているのです。解雇も増大しています。ほとんどが解雇理由は告げられず、労働基準法第20条に定められている解雇予告や解雇手当もされない状況です。まさに「使用者が都合の良い時は雇っておきながら、都合が悪くなると真っ先にクビ」です。日本人雇用主からの暴行事件も9件14人となっています。その経過も労働契約者が必ず「イヤなら辞めろ」、そして「警察や入管に言うぞ」との対応をし、ついには暴力をもって対応していることが多く、素手で殴るの

ではなく、側にある角ビンや灰皿等の器物を使用して暴行する為、いずれも病院で治療が必要なケガを負っている事例ばかりです。尚、現在、相談件数の内、約 60%は全面解決をし、約 8%が途中取下げ・保留・不明・脱退していますが、約 15%は法律違反は改善したが更に上積みの権利救済（損害賠償）を求め、そして 17%が全く未解決なまでの団体交渉・労使紛争（その内裁判係争 6 件）が続けられています。(1993 年 7 月 13 日)」(駒井 1994: 73)

この事実を知った時、日本人の外国人労働者への対応の酷さに非常に遺憾を持った。立場上どうしても下になってしまふ滞日出稼ぎ労働者に対して、言い方は悪いがここまでかというほど乱暴に扱い労働させコキ使った拳句、景気悪化などにより自分の立場が危うくなると理由もなくクビにし、賃金も払わないとこれ以上の仕打ちはないと言えるだろう。それに、日本人でこれ程までの事実があることを知らない人も少なくないだろう。このような問題は時に国と国との交友関係を壊す国際問題に発展する要因にもなり兼ねないため、二度と起きないようになくしていかなければならない。外国人労働者問題を考えいく上で大切なのは、問題の事実を知り、受け入れることである。国民のひとりでも多くがこの事実を知り、外国人に対する意識の変化をしていくことが必要であると考える。

2.2 外国人労働者と地域住民

本節では平成 3 年に財団法人公共政策調査会が報告した「来日外国人労働者の社会不適応状況に関する調査」⁵を参考にして地域住民が外国人労働者に対してどのように考え、また同じ社会で共存していくかに対してどんな点に問題を感じているかについてみていきたいと思う。

調査対象になったのは関東圏の中でも男女の外国人労働者の居住・就労が全域的に広がっている地域（東京・埼玉・千葉・神奈川・群馬）が選ばれており、その中でも外国人労働者が多く居住している高密度居住地域、その周辺にある比較的外国人労働者が住んでいない低密度居住地域に住む日本人男女 1600 人が対象になっている。最初に外国人労働者とあいさつやつきあいをしているかについての質問で地域住民の約 11%があると答え、何かしらのつきあいがあることを示している。その 11%の住民に対し、そのつきあいの程度を聞いてみたところ殆どが道端であった時の軽い挨拶などと答える中、「どちらかの家や部屋を訪ねる」や「なにかことがあれば親身になって相談相手になる」という回答をした者が密着居住地域の中では 17%、近辺居住地域では 11%いた。これは外国人労働者が身近に住んでいるほど深い交友関係が築けているということになる。しかし調査対象の 1600 人からみてみると実際に家を行き来したりしている日本人は全体の 4%にしか満たず、ほとんどの世帯がそこまで外国人労働者との関係を構築していないという結果になった。次に、現時

⁵ 駒井洋 『外国人労働者問題資料集成 上巻政府関係篇』 1994: 183-334 図・表参考

点で深い交友関係にない住人に対し、将来つきあいを持つ可能性があるかについて聞かれると、つきあおうとは思わないと答えた者が約74%を占めていて否定的な人が多い結果となった。その他の人も機会があればつきあってもよいと答えた人が25%でこれも自発的ではない回答となっている。質問は外国人労働者と地域問題へと移っていく。まずは近隣に外国人労働者がいることで不安を感じるかという質問に対して、「不安を感じていない」と答えた人が43%、「ばくぜんとした不安を感じる」・「強い不安を感じている」と答えた住民が57%いた。調査の結果、半数以上の地域住民がなにかしらの不安を感じていることになる。その内容の不安として挙げられているのは、「犯罪の発生」、「女子の夜間の一人歩き」、「何かははっきりわからないが彼らの存在そのものへの不安」、「彼らの間での口喧嘩や口論」である。特に68%の人が「犯罪の発生」について懸念している。(駒井 1994) ここで問題なのがやはり「外国人」に対するステレオタイプなイメージだと私は思う。犯罪の発生というが外国人だからといって皆が皆、罪を犯すわけがない。なにかは分からぬ彼らの存在自体に対する不安というのも偏見や差別、あるいはメディアを鵜呑みにして勘違った情報を自分の意見として取り入れてしまっているからこそこの不安を感じるのだと考えられる。つまり外国人労働者問題を冷静に分析する前に、自分の持っている予備知識等から持ちえた自分の感覚的な部分で答えを出してしまっているケースが多いのではないかと分析できる。

3. 外国人労働者問題へのアプローチと課題

今まで見てきた外国人労働者問題はまだ一部分に過ぎず、実際にはもっと複雑に絡み合った問題が数多く存在している。それではどのようにして外国人労働者問題と向き合っていくべきなのか。まず必要なのは不法残留外国人を受け入れる取り決めを行うことだ。実際に不法残留外国人に対して法律で定められている事柄がいくつか存在しているが、年々増えていく外国人労働者をひとりひとり管理していくのは非常に困難なことである。それに国も国で産業の発展、経済の円滑化のために外国人労働者の存在が必要不可欠であることを十分に理解していることから不法残留外国人労働者を白黒つけずにグレーなゾーン、暗黙の了解として受け入れていることも事実である。日本は島国であるため、他国との境界線は海であり、他の国々と違って密接な環境にないため、出稼ぎ就労という文化がほとんど根付いておらず、国民の理解を得ることにも苦労するであろう。しかし、今後のさらなる国際化に向けてまた労働力不足の問題も掲げつつ、不法残留外国人労働者を受け入れ、日本をさらにグローバライズさせていく必要があると感じる。すべての外国人をいきなり受け入れるのではなく、最初に大きく制限を設けながら徐々にその制限を緩和していくような体制を整えるべきだと思う。自国よりも収入が多く得られる日本で働きたいという外国人労働者の思い。企業側の人件費を少しでも抑えたいという思い。双方が上手

く嗜み合うことで外国人労働者側も自国にいる家族を養うことができ、企業側も今一度雇用制度を見直し、外国人労働者と共に協力することで人件費をすこしでも抑え、その分を新しい開発へ回すことができ、さらなる経済効果をもたらす可能性も十分に考えられる。今ままの体制では不法残留外国人労働者の存在がはっきりしないということで国民への不安要素等も解消されないままになってしまうため、やはり外国人労働者の受け入れ体制について今一度考えるべきだと思う。

次に日本国民の外国人労働者に対する意識の変化が大切なではないだろうか。

平成2年11月に外国人労働者問題に対する国民の意識はどういったものなのかについて内閣総理大臣官房広報室によりまとめられた「外国人労働者問題に関する世論調査」が実施された。調査の対象となったのは全国の20歳以上の男女5000人でそのうち有効回収することのできた調査結果は3681人であった。まずは外国人労働者問題について興味や関心はあるかという直球な質問に対し、関心があると答えた者が48.6%、関心がないと答えたのは49.9%となっており、関心のない人の割合の方が関心のある者を上回っている。つまり、関心がないと答えた人々はそもそも外国人労働者問題を問題として捉えていないということになる。この結果を都市別に分けてみてみると東京都の区部や政令指定都市、中都市などに関心があると答えた人々が多く見られる。さらに北関東地域では61.91%、南関東地域では78.0%とほかの地域に比べ関心のある人が多く見受けられる結果になっている。つまり、東京を中心とした都心部には外国人労働者だけに限らず、観光で訪れる外国人などに遭遇する率が高いためにこのような結果がでていると予測できる。次に、入国後の在留活動制限の周知についての質問に対し、知っていると答えた者が72.8%、知らないと答えている者が27.2%となっており、短期滞在にて日本に入国した外国人が就職や収入を得るなどといったことが出来ないと制限されている事実に対して約7割の回答者が知っていると答えている。外国人労働者問題を解決の方向へ少しでも導くためには日本における外国人についてひとりひとりが考えなくてはいけない問題なので関心がある人の割合をもっと高めていく必要がある。

不法就労に関する質問ではまず不法就労への賛否について問われている。観光客として入国してきた外国人が、ホステスや土木作業員、工員などとして働き収入を得ていることに対してどう思うかなどをきたところ、良くないことであると答えた人が31.2%、良くはないがやむを得ないと答えた人が55.0%という結果になっている。これを年代別に見てみると良くないことだと答えた者は40代以上の人々が多く、逆に良くないことだがやむを得ないと答えた者は20代30代と若い世代の人々が多く見られる。良くないことだといった人の理由として挙げられているのは「日本の法律に違反するから」という答えが比較的男性に多く、女性の意見として「治安、風紀等が乱れるから」「売春等で人権が侵略されたり犯罪の温床になるから」などが挙げられている。他にも「低賃金で雇用されるから」などの外国人を守るような意見や、「日本人の失業者が増える」などの日本人を保守するような意見が調査の結果として挙げられている。一方で良くないことだがやむを得ないと答えた理由

として「その人が得た金で家族が暮らしていけるから」や「日本企業の人手不足を解消してくれるから」、「その人が納得して働いているのだから」「高収入を求めて日本に来るのは当然だから」などの意見が存在した。(駒井 1994 : 629-941) この意見は外国人労働者を尊重した意見であり、私はこのように日本人ひとりひとりが思える社会が望ましいと考えている。日本人、特に年輩の人に多く見られるのが外国人に対してステレオタイプな考え方でみる人が多いということ。口コミやメディアから受けた外国人に対するマイナスなイメージ、それらを自分で「外国人=恐怖・不安」と勝手に解釈し、道端で会えば外国人というだけで何かはわからないけれどもその存在から不安を感じるといった固定概念。もっと外国人について関心を持つてもらう必要がある。幸いにも20代、30代は外国人労働者問題に興味や関心を持っている人が多い。それでは多くの人に関心を持たせるにはどうすればよいのか。一番の方法としては教育制度の改正である。近年では教育面で海外を対象にした授業なども多く取り上げられるようになり、海外の文化や外国人に対する知識などを蓄える機会が増えてきている。これは外国人労働者問題を考える上で非常に大切なことであり、多くの学生がこの機会を大切に今一度、外国人について考えて欲しい。そうすることで近い将来、新しい考え方方が生まれ問題の改善に前進することができるかもしれない。また地域での外国人と触れ合う機会を設けるために、日本人・外国人問わず参加することのできるコミュニティーを立ち上げることも外国人について理解を深めることができるかもしれない。例えばカフェなどで同じコーヒーを飲みながら最初はあいさつなどの簡単なことから始める。お互いに顔を覚えてきたらすこしづつコミュニケーションをはかってみるなど、そういった小さな努力から始めることが大切だと私は考える。自主的に意欲的に行動しなければ何も始まらないのである。文化や価値観の違いを乗り越え、どの国の労働者も平等に日本で就労できる環境作りを今からでも行うべきであり、近い将来そういった社会になっていることを願うばかりである。

おわりに

本稿では主に不法残留外国人労働者に焦点を当てながら、外国人が日本で働く上での困難・問題について考えてきた。外国人労働者問題を考え、解決していく上で重要なのが正しい外国人に関する知識と自発的な関心である。それを持って政府は外国人労働者の雇用・就労について改めて検討していく必要がある。私たちはメディアリテラシーを持ちながらそして相手を尊重しながら、再度外国人とは何かについてその核心に迫る必要がある。とにかくまずは日本人の外国人に対する偏見や差別、違和感などの先入観を極力なくすことが大切であり、なかなか難しいことではあるが国民ひとりひとりが外国人に対して悪い印象よりもいい印象を持てるようにすることが課題だと考える。そのためには身近なところで異文化を体験できるような地域規模の新しいコミュニティーの設立などが重要に

なるのではないだろうか。近い将来、皆が外国人に対して寛容になり、新しい社会づくり・環境づくりが整備されれば、日本経済にも新たな風が吹き、さらなる発展が実現できることを祈っている。私はこの大学4年間、文化構想学部で日本だけに限らず、世界の様々な国の制度や文化について学び、その多くは今後私が社会に出ていく中で役に立つ糧になるだろう。もしかするとこの外国人労働者問題を巡って外国人の人と話す機会があるかもしれない。その時は、日本には真剣に相手の価値観を理解しようと努力し、相手の国の文化を尊重しようと心がけながらこの問題に取り組んでいる人がいるということを必ず伝えようと思う。

参考・引用文献

井口秦, 2001, 『外国人労働者新時代』ちくま新書

大島一二, 2001 『中国進出日系企業の出稼ぎ労働者-実態調査に見るその意識と行動-』 : 芦書房

駒井洋, 1994, 『外国人労働者問題資料集成 上巻政府関係篇』明石書店

駒井洋, 1994, 『外国人労働者問題資料集成 下巻自治体・大学篇』明石書店

手塚和彰・駒井洋・小野五郎・尾形隆彰編, 1992 『外国人労働者の就労実態-総合的実態調査報告集-』 明石書店

法務省「国籍法」<http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html> (2013.11.27)

宮島喬, 2003 『共に生きられる日本へ-外国人施策とその課題』有斐閣選書

好井裕明, 2009, 『排除と差別の社会学』有斐閣選書